

気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の予報業務の許可等に関する審査基準

第1 予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先は、契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者とする。

第2 予報業務の範囲

1 予報の種類

(1) 予報を行おうとする現象

気象、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）とする。

(2) 予報を行おうとする項目

気象は次の区分によることとする。地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）は路面状況等（路面状況や地面温度等をいう。）とする。

イ 台風

台風（気象庁が台風となるおそれがあると認める低気圧を含む。）についての中心位置、最大風速その他の諸元をいう。

ロ 台風を除く大気の諸現象

気温、降水量、風向、風速、天気その他の大気の諸現象（ただし、イに含まれるものを除く。）をいう。

(3) 予報期間

収集する資料に基づき予報を行うことが可能な期間とする。

2 対象としようとする区域

個別の地点又は明確に区分できる区域とし、当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所又は地図上の表示によるものとする。

第3 観測その他の予報資料の収集の施設及び要員

1 観測その他の予報資料の収集

(1) 予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した観測その他の予報資料を収集すること。

(2) 現地観測値については、必要に応じて適確に収集すること。

2 観測の施設

(1) 現地観測値を収集する場合に使用する観測の施設については、その設置場所及び観測機

器の種類を示すこと。

- (2) 気象業務法第9条第1項に規定する検定対象の気象測器を使用する場合は、検定に合格し、かつ、検定の有効期間を経過していないものであること。
- (3) 気象業務法第9条第1項の規定により検定対象でない気象測器を使用する場合は、その性能について確認すること。
- (4) 気象業務法第9条第2項に規定する本観測のうち、気象庁が行う観測以外の観測に用いる気象測器については、(2)の気象測器とすること。
- (5) 気象業務法第9条第2項に規定する補完観測に用いる気象測器については、別途定める「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」に従うこと。
- (6) 現地観測は許可等を受けようとする者（以下「事業者」という。）以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該観測値の入手に必要な十分な権原を有すること。

3 収集の施設

- (1) 行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な十分な権原を有すること。

4 収集の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を収集するための要員を配置すること。

第4 予報資料の解析の施設及び要員

1 解析の施設

- (1) 解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な十分な権原を有すること。

2 解析の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を解析するための要員を配置すること。

第5 警報事項を迅速に受けられる施設及び要員

1 迅速に受けられるための施設

- (1) 予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設であること。
- (2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要な十分な権原を有すること。

2 迅速に受けるための要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員を配置すること。

第6 現象の予想の方法

1 現象の予想の方法

予報を行おうとする項目、予報期間及び対象区域並びに入手する観測その他の予報資料に適切に対応した科学的方法により、気象予報士に行わせること。

2 気象予報士の設置

気象予報士の設置の基準は気象業務法施行規則第11条の2第1項に規定するところによる。ただし、同項ただし書の規定による場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

区分	人員
一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できる場合	気象業務法施行規則第11条の2第1項の表の下欄に掲げる人数から一人減じた人数以上
気象、路面状況等の予報業務であって、当該事業所に置かれる気象予報士があらかじめ確認した科学的方法によって計算される予報を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、適確に予報業務を行うために必要な要員の配置や連絡体制が確保されている場合	一人以上
研究のために行う現象の予想を、デモンストレーションや試用等のために発表する場合であって、当該予報の計算方法及び計算結果を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、当該予報の利用者の安全を確保する措置が講じられている場合	一人以上

附則

この審査基準の施行日より前に気象の予報業務の許可を受けた者については次に掲げるとおりとする。

- 1 予報業務の目的については「契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者」についての許可を受けたものとみなす。
- 2 予報を行おうとする項目については「台風を除く大気の諸現象」についての許可を受けたものとみなす。
- 3 この審査基準の施行日において現に台風についての予報業務を行い、施行後も当該予報業務を行おうとする者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間に、台風の予報を行うことについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。この認可を受けるまでの間は、台風の予報業務についての許可の基準及び許可等の条件は、なお従前の例による。

- 4 この審査基準の施行日時点で、予報業務計画書において路面状況等について予報業務を行うこととしている場合は、予報を行おうとする現象及び項目について、それぞれ「地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）」、「路面状況等」についての許可を受けたものとみなす。
- 5 予報期間については、次の表の左欄に掲げる改正前の予報期間に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる改正後の予報期間についての許可を受けたものとみなす。ただし、改正前の予報期間にただし書により期間を制限する規定がある場合は、なお従前のおりとする。

改正前の予報期間	改正後の予報期間
短時間予報	3時間先以内
短期予報	3時間先を超え2日間先以内
中期予報	2日間先を超え7日間先以内
長期予報（1か月予報）	7日間先を超え1か月先以内
長期予報（3か月予報）	1か月先を超え3か月先以内
長期予報（6か月予報）	3か月先を超え6か月先以内